

**U-CANの知的財産管理技能検定2級  
これだけ！ 一問一答集  
法改正等に伴う変更のお知らせ**

この度は、弊社書籍をお買い求めいただきまして、誠にありがとうございます。

本書の記述内容について、法改正等に伴い、以下のような変更がございますのでお知らせいたします。

なお、発行年月日により対象となる変更箇所が異なる場合がございますので、お手元の書籍の奥付で発行年月日をご確認のうえ、変更していただきますようお願いいたします。

**【変更をお知らせしている箇所】**

2015（平成27）年11月15日の第22回及び2016（平成28）年3月13日の第23回の知的財産管理技能検定試験に関わることが予想される箇所についての特許法等の一部を改正する法律（平成26年5月14日法律第36号〔平成27年4月1日施行〕）及び営業秘密管理指針（平成27年1月28日全部改訂）の改訂に伴う法改正等の内容

■「初版 第1刷（2014年9月26日）」をお持ちの方

**災害（海外のものも含む）等のやむを得ない事由が生じた場合には、迅速な手続期間の延長を可能とするなど、制度利用者の利便性の向上に資する救済措置に関する改正がありました。**

該当頁	該当箇所	変更前	変更後
P 19	A 27 5行目	③この規定の適用を受けられる発明であることを証明する書面を <u>特許出願した日</u> から <b>30日</b> 以内に提出することによって、その発明は「新規性」を喪失しなかったものとみなされる（特30条2項・ <u>3項</u> ）。	③この規定の適用を受けられる発明であることを証明する書面を <u>原則として特許出願した日</u> から <b>30日</b> 以内に提出することによって、その発明は「新規性」を喪失しなかったものとみなされる（特30条2項・ <u>3項・4項</u> ）。
P 68	まとめてチェック Point8 出願審査請求の表 1行目	●出願審査請求は、 <u>特許出願日</u> から <b>3年以内</b> に行わなければならない（ <u>出願と同時に</u> 行うことも可能）	●出願審査請求は、 <u>原則として特許出願日</u> から <b>3年以内</b> に行わなければならない（ <u>出願と同時に</u> 行うことも可能）

**災害（海外のものも含む）等のやむを得ない事由が生じた場合には、迅速な手続期間の延長を可能とするなど、制度利用者の利便性の向上に資する救済措置とともに、優先権制度の国際的調和の観点から、特許出願に係る優先権の主張の補正等に関して、特許法条約（わが国は未加入）の規定に倣った改正がありました。**

該当頁	該当箇所	変更前	変更後
P 47	A 93	国内優先権の主張は、 <u>先の出願の日</u> から <b>1年以内</b> に、 <u>後の出願とともに</u> しなければならない（特41条 <u>1項</u> ）。	国内優先権の主張は、 <u>原則として先の出願の日</u> から <b>1年以内</b> に、 <u>そして後の出願から1年4か月以内</u> にしなければならない（特41条 <u>1項・4項</u> ）。

P47	A94	国内優先権の主張は、 <b>先の出願</b> の日から <b>1年3か月以内</b> であれば取り下げることができる（特42条2項）。	国内優先権の主張は、 <b>先の出願</b> の日から <b>1年4か月以内</b> であれば取り下げることができる（特42条1項・2項）。
P47	A95	国内優先権の主張の取下げがなければ、先の出願は <b>1年3か月経過後</b> に取り下げたものとみなされる（特42条1項）。	国内優先権の主張の取下げがなければ、先の出願は <b>1年4か月経過後</b> に取り下げたものとみなされる（特42条1項・2項）。
P51	まとめてチェック 「国内優先権制度」の表	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>先の出願の日から1年以内</b>に、<b>後の出願とともに国内優先権の主張をしなければなら</b>ない（特41条1項）</li> <li>● 国内優先権の主張は、先の出願の日から<b>1年3か月以内</b>であれば取り下げることができる（特42条2項）</li> <li>● 国内優先権の主張の取下げがなければ、先の出願は<b>1年3か月経過後</b>に取り下げたものとみなされる（特42条1項）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>原則として先の出願の日から1年以内</b>に、<b>そして後の出願から1年4か月以内</b>にしなければならぬ（特41条1項・4項）</li> <li>● 国内優先権の主張は、先の出願の日から<b>1年4か月以内</b>であれば取り下げることができる（特42条1項・2項）</li> <li>● 国内優先権の主張の取下げがなければ、先の出願は<b>1年4か月経過後</b>に取り下げたものとみなされる（特42条1項・2項）</li> </ul>

**特許無効審判のほかに、改正により特許異議の申立て制度が創設されました。**

該当頁	該当箇所	変更前	変更後
P88	Q193	特許無効審判は、 <u>利害関係のない者でも請求することができる場合がある。</u>	特許無効審判は、 <u>だれでも請求することができる。</u>
P89	A193	<u>○ 特許無効審判</u> の請求は、原則として <u>だれでも</u> することができる（特123条2項）。	<u>×</u> <b>特許無効審判</b> の請求は、 <b>利害関係人に限り</b> することができる（特123条2項）。

**企業ニーズの顕在化及び保護による実益を考慮して、「商標」の定義等が改正されました。**

該当頁	該当箇所	変更前	変更後
P115	A259	商標は、 <b>文字・図形・記号・立体的形状</b> 、または <b>これらの結合</b> やこれらと <b>色彩との結合</b> でなければならないので（商2条）、 <b>色彩のみでは商標にはならず、色彩と匂いや音を組み合わせた場合でも商標にはならない。</b>	従来は、文字・図形・記号・立体的形状といった視認することができるものだけが保護の対象とされ、図形等と結合しない <b>色彩のみ</b> の商標も認められていなかったが、平成26年の法改正により、 <b>動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標、位置商標</b> が保護対象に加えられた（商2条）。したがって、「色彩」のみからなる商標や「音」の商標は認められる。しかし、「匂い」はこれらのものと結合しても商標とは認められない。

P 126	まとめてチェック Point18 商標法の目的と保護対象	「商標の種類」の表に以下のものを追加	
		<b>動き商標</b>	文字や図形等が時間の経過に伴って変化する商標 例) テレビやコンピューター画面等に映し出される変化する文字や図形など
		<b>ホログラム商標</b>	文字や図形がホログラフィーその他の方法により変化する商標 例) 見る角度によって変化して見える文字や図形など
		<b>色彩のみからなる商標</b>	単色または複数の色彩の組み合わせからなる商標 例) 商品の包装紙や広告用の看板に使用される色彩など
		<b>音商標</b>	音楽、音声、自然音等からなる商標であり、聴覚で認識される商標 例) CMなどに使われるサウンドロゴやパソコンの起動音など
		<b>位置商標</b>	図形等の商標であって、商品等に付す位置が特定される商標 例) コンピューターのキーボード上の赤色のコントローラーなど
P 127	まとめてチェック Point19 商標登録要件の表「公益に反する商標」の行5行目	●商品等の機能確保のため不可欠な立体的形状のみからなる商標 (18号)	●商品等が当然に備える立体的形状、色彩または音といった特徴のみからなる商標 (18号)

ハーグ協定のジュネーブ改正協定に我が国も加入しました（平成27年5月13日発効）。それに伴いハーグ協定も改正されました。

該当頁	該当箇所	変更前	変更後
P 170	Q417	ハーグ協定においては、出願日から6カ月後に国際公開され、実体審査国では国際公開後12カ月以内に審査が実施される。	ハーグ協定のジュネーブ改定協定に基づく国際出願がされると、国際登録日から原則として6カ月後に国際公表がなされ、実体審査国では、国際公表後12カ月以内に審査が実施される。
P 174	まとめてチェック Point23 「条約等とその対象となる権利」の表	ハーグ協定※ ※日本はハーグ協定には加盟していない。	ハーグ協定のジュネーブ改定協定※ ※日本もハーグ協定のジュネーブ改定協定に加盟した。

営業秘密管理指針が平成27年1月28日に全部改訂されました。

該当頁	該当箇所	変更前	変更後
P 251	A 569	記述の通り。営業秘密管理指針においては、 <u>物理的管理・技術的管理・人的管理</u> 等の具体的な管理方法を掲げており、かつ、管理	記述の通り。以下削除

		<u>方法を適切に機能させるため、組織的管理が重要であるとしている。</u>	
--	--	--	--